南海トラフ地震による水道の被害想定に関する情報調査業務
入　札　公　告
（総合評価落札方式・簡易型）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年10月9日
支出負担行為担当官
国土技術政策総合研究所長　星隈　順一

1．業務概要
（1）業務名　　南海トラフ地震による水道の被害想定に関する情報調査業務
（2）業務目的
本業務は、南海トラフ地震に対して各水道事業者が備えている緊急時対応方法の実現性など、水道被害に対する緊急時対応の課題の把握に向け、南海トラフ地震に対する各自治体の被害想定と断水復旧計画に関する根拠や体制等の情報を調査するものである。
（3）業務の内容
本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。
1）計画準備　　1式
2）各自治体の被害想定と断水復旧計画に関する情報の調査　　1式
3）報告書作成　1式
（4）技術提案に関する要件
競争参加資格確認申請書等を提出するもの（以下、「競争参加資格確認申請者」という。）は業務を実施するにあたって以下の視点から創意工夫を発揮し、各提案を行うものとする。
1）業務の実施方針等に関する提案
本業務の実施方針の記載にあたっては、被害想定と断水復旧計画に関する情報を調査するにあたり、水道事業者の緊急時対応方法の実現性等を把握するための工夫について、最も重要と考えられる課題を記載し、その理由、具体的な対応方針を記載すること。
（5）履行期間　　契約の翌日から令和9年3月12日まで
（6）本業務は、業務計画等に関する競争参加資格確認申請書（以下、「確認申請書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格が200万円を超える業務の場合に、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。
（7）本業務は、資料の交付、確認申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。
（8）本業務は、契約手続にかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。
なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
（9）本業務は予定価格が1，000万円を超える場合「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」を行う業務である。
（10）本業務は、賃上げを実施する企業等に対して、総合評価における加点を行う業務である。
（11）本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業等に対して、総合評価における加点を行う業務である。
2．競争参加資格
（1）単体企業
1）予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
2）国土技術政策総合研究所における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土技術政策総合研究所長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。
3）確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、国土技術政策総合研究所長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
4）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者、（上記2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
6）法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納が無いこと。
7）労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納が無いこと。

8）上記2）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も確認申請書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

（2）設計共同体

（1）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（本業務の公示日付け国土技術政策総合研究所長）に示すところにより、国土技術政策総合研究所長から南海トラフ地震による水道の被害想定に関する情報調査業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。

（3）入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、入札価格内訳の他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない）に抵触するものではないことに留意すること。

1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則[平成18年法務省令第12号]第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法[平成14年法律第154号]第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社もしくは合同会社をいう。）の業務を執行する役員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合。

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

3）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記1）又は2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（※）なお、1）及び2）については、入札書提出締切以降に基準に該当する事実が発生した場合に限り、基準該当者が提出した入札書は、無効とはならないものとする。

（4）競争参加資格確認申請者に関する要件

1）予定管理技術者に関する確認審査事項は、以下のとおりとする。

① 予定管理技術者の資格等

以下の資格のいずれかを有する者とする。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他、建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）又は国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。（業種区分が建築関係建設コンサルタントの場合を除く。）

また、予定管理技術者の資格について証明する書類の写しを添付すること。

確認申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも確認申請書を提出することができるが、この場合、確認申請書提出時に当該認定に係る申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには競争参加資格確認結果の通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

ア） 技術士（総合技術監理部門：建設に関する科目、上下水道に関する科目）

イ） 技術士（建設部門又は上下水道部門）

ウ） RCCM（下記カ）を除く）

エ） 博士（工学）、博士（学術）又はそれと同等の学位を有する者

オ） 本業務の入札説明書5．（4）2）①に示す同種研究または類似研究に関する、競争的研究資金等を用いた研究における研究代表者としての経験を有する者

カ） 国土交通省登録技術者資格（施設分野：水道、業務：計画・調査・設計）、（施設分野：水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）、業務：点検・診断）、（施設分野：水道施設（水道管路施設を除く）、業務：点検・診断）、（施設分野：下水道、業務：計画・調査・設計）、（施設分野：下水道管路施設、業務：点検・診断）

キ） 土木学会認定土木技術者（特別上級（資格分野：環境又は流域・都市）・上級（資格分野：環境又は流域・都市）・1級（資格分野：河川・流域又は環境・エネルギー）（上記カ）を除く）

② 予定管理技術者の業務成績

令和4年度から令和7年度までに完了した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局（以降「国土交通省等」という）発注業務について、その平均業務成績が60点以上であること。

なお、平均する業務成績は、職務上従事した立場が、管理（主任）技術者又は担当技術者である業務を対象に算出する。

ただし、請負金額100万円以上の国土交通省等発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

③ 手持ち業務量

ア）予定管理技術者は、公告日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知（予定も含む）を受けているが未契約のものを含む。さらに、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。以下、同じ。）が5億円未満かつ10件未満の者であること。

担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。手持ち業務のうち、国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額の合計を2．5億円に、契約件数の合計を5件に読み替えるものとする。

ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者（測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む。）となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。

複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。

・ 複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。
・ 設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。

※ 国土交通省所管とは、国土技術政策総合研究所、各地方整備局、北海道開発局、国土地理院、内閣府沖縄総合事務局開発建設部をいう。

【手持ち業務量が超過した場合】

本業務の公告日以降、契約締結日まで及び履行期間中は管理（主任）技術者の手持ち業務量（本業務を含まない）が契約金額で5億円又は契約件数で10件を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理（主任）技術者を、以下のⅰ）からⅳ）までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置を請求する場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

ⅰ） 当該管理（主任）技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
ⅱ） 当該管理（主任）技術者と同等の技術者資格を有する者
ⅲ） 当該管理（主任）技術者と同等以上の平均技術者評点を有する者
ⅳ） 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している管理（主任）技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

2）競争参加資格確認申請者及び、予定管理技術者に関する確認審査事項は、以下のとおりとする。

① 同種業務、類似業務又は同種研究、類似研究の実績

ア）競争参加資格確認申請者（単体企業の場合）及び、予定管理技術者

ⅰ） 平成28年度以降公告日までに完了した「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した「同種業務、類似業務」、または「同種研究、類似研究」の実績を1件以上有していなければならない。
ⅱ） 「国・特殊法人・地方公共団体等」の実績を有していないが、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績がある場合は、当該制度により、認定された実績を評価する。

同種業務：・水道における災害対応の計画に関する業務
類似業務：・水道における災害調査･対応･復旧のいずれかに関する業務
同種研究：・水道における災害対応の計画に関する研究
類似研究：・水道における災害調査･対応･復旧のいずれかに関する研究

予定管理技術者の実績については、上記の期間に、出産・育児等による休業期間（以下出産・育児等による休業）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。

この場合においては、休業を取得したことを証明する書面を添付するものとする。

イ）競争参加資格確認申請者（設計共同体の場合）

ⅰ） 設計共同体を構成する全ての者のうち、いずれか1者以上が、上記ア）で定める「同種業務、類似業務」、または「同種研究、類似研究」の実績を有していなければならない。
ⅱ） 設計共同体を構成する全ての者のうち、上記ⅰ）の実績を有しない者については、平成28年度以降公告日までに完了した「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した「本業務における業務分担予定範囲に相当する業務または研究」の実績を有していなければならない。

なお、業務分担予定範囲が複数の分野のまたがる場合は、いずれかひとつの実績で良いものとする。

※「国・特殊法人・地方公共団体等」とは、国、特殊法人（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)とする。（以下「国・特殊法人・地方公共団体等」という。）

（注1）「特殊法人」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す以下のものをいう。

- 国際空港(株)：新関西、成田
- 高速道路(株)：東日本、中日本、西日本、本州四国連絡、首都、阪神
- 中間貯蔵・環境安全事業(株)
- 沖縄科学技術大学院大学学園
- 日本中央競馬会
- 国立研究開発法人
  宇宙航空研究開発機構、科学技術振興機構、情報通信研究機構、日本原力研究開発機構、森林研究・整備機構
- 独立行政法人
  空港周辺整備機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、国際協力機構、国立科学博物館、国立高等専門学校機構、国立女性教育会館、国立青少年教育振興機構、国立美術館、国立文化財機構、自動車事故対策機構、中小企業基盤整備機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本高速道路保有・債務返済機構、日本スポーツ振興センター、水資源機構及び労働者健康安全機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から第3条に示す独立行政法人を含む）

- 国土交通省所管のその他の国立研究開発法人、独立行政法人
- 地方共同法人日本下水道事業団
- 国立大学法人法施行令及び同施行規則に定められた各国立大学法人等

（注2）「地方公共団体」とは地方自治法第1条の3に規定する以下のものをいう。

- 普通地方公共団体
  都道府県、市町村
- 特別地方公共団体
  特別区、地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団

（注3）「地方公社」とは、以下のものをいう。

- 地方道路公社法に基づく道路公社
- 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した土地開発公社
- 地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した住宅供給公社

（注4）「公益法人」とは、次のものをいう。

一　公益法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

二　旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。

（注5）「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、以下のものをいう。

鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社、（注1）～（注4）及び上記公益企業が設置した研究機関

ウ）実績と認められない業務等

a）同種又は類似の実績として確認できない業務

- 一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム」（以下「テクリス」という。）に登録されているが、「業務概要」、「業務キーワード」、「業務分野」の内容で同種又は類似の実績として確認できない業務。
- 業務実績を証明するために添付した書類において同種又は類似の実績として確認できない業務。

b）再委託による業務（研究実績の場合は「再委託による研究」）

c）国土交通省発注業務のうち国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に認定されていることを競争参加資格とした業務。但し、国土交通省大臣官房技術調査課、都市局、水管理・国土保全局又は道路局発注業務でテクリスに登録されている業務若しくは土木関係建設コンサルタント業務と同等と認められる業務は除く。

d）業務成績が60点未満の業務
但し、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日 付け国官技第142号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年3月28日付け国官技第360号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

e）予定管理技術者の実績において、テクリス登録されている業務で、管理（主任）技術者又は担当技術者として登録されていない業務

f）予定管理技術者の実績において、テクリス登録されていない業務で、管理（主任）技術者又は担当技術者と同等と認められない業務

3）業務実施体制に関する確認審査事項は、以下のとおりとする。

① 再委託の内容が、主たる部分でないこと

② 当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合に、業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと

③ 業務内容に即した適切な技術者が配置された体制となっていること
④ 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎていないこと、一つの分担業務を複数の構成員が実施することとしていないこと

4）情報管理のために求める体制に関する確認審査事項は、以下のとおりとする。
情報管理体制が確保されていること（詳細は入札説明書参照）。

3．総合評価落札方式に関する事項

（1）落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び申請書をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、下記（2）総合評価の評価方法によって得られた数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

1）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。ただし、本業務の予定価格が1，000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

2）落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

3）上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

（2）総合評価の評価方法

1）評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2）価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の満点）×（1－入札価格／予定価格）

価格評価点の満点は60点とする。

3）技術評価点の算出方法

予定価格が200万円を超える業務の場合は、申請書の内容に応じ、下記①、②、③、④、⑤の評価項目毎に評価を行い技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

① 予定技術者の経験及び能力
② 実施方針・実施フロー・工程計画に関する技術提案
③ 技術提案の履行確実性
④ 賃上げの実施に関する評価
⑤ ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝（技術評価点の満点）×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（①に係る評価点）＋（②に係る評価点）×（③の評価に基づく履行確実性度）＋（④に係る評価点）＋（⑤に係る評価点）

4）総合評価は入札者の申し込みに係る上記により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

4．入札手続等

（1）担当部局

〒305-0804　茨城県つくば市旭1番地
国土交通省　国土技術政策総合研究所総務部会計課調査係
TEL 029-864-4022
e-mail　nil-chotatsu@ki.mlit.go.jp

（2）入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は本業務の公告日から確認申請書の提出期限日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、9時00分から17時00分まで。（最終日は12時00分まで）

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（CD－R等）を上記（1）に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記（1）にその旨連絡すること。持参による場合は、上記（1）に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、上記（1）に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、本業務の公告日から確認申請書の提出期限日までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで（最終日は12時00分まで）とする。

（3）確認申請書の提出期限、場所及び方法

提出期限：　令和8年10月26日（月）　16時00分
紙入札方式の場合も同様とする。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）若しくは電送又は電子メールにより上記(1)へ提出のこと。詳細は入札説明書による。

（4）確認申請書に関する書類審査の実施

書類審査では確認申請書に記載された内容の確認を行う。

（5）競争参加資格確認結果の通知日

競争参加資格確認結果の通知は令和8年11月9日(月)までに電子入札システムにて通知する。（但し、書面（紙）により申請した場合は紙で通知する。）

（6）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、（1）に示す部局に持参すること。（郵送による提出は認めない）

入札日時：電子入札システムによる場合の締め切りは令和8年11月18日(水)16時00分まで
持参による場合の締め切りは令和8年11月18日(水)17時00分まで

開札日時：令和8年11月19日(木) 10時00分

5．その他

（1）手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金　免除
② 契約保証金　免除

（3）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（4）手続きにおける交渉の有無　　無

（5）契約書作成の要否　　有

（6）関連情報を入手するための照会窓口　上記4.（1）に同じ。

（7）予定価格が200万円を超える業務の場合、確認申請書における技術提案「実施方針・実施フロー・工程計画」（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

（8）詳細は入札説明書による。

競争参加者の資格に関する公示

南海トラフ地震による水道の被害想定に関する情報調査業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和8年10月9日

国土技術政策総合研究所長　　星隈　順一

1．業務概要

（1）業務名　　南海トラフ地震による水道の被害想定に関する情報調査業務

（2）業務内容　　本業務は、南海トラフ地震に対して各水道事業者が備えている緊急時対応方法の実現性など、水道被害に対する緊急時対応の課題の把握に向け、南海トラフ地震に対する各自治体の被害想定と断水復旧計画に関する根拠や体制等の情報を調査するものである。

（3）履行期間　　契約の翌日から令和9年3月12日まで

2．　申請の時期

本業務の公示日から令和8年10月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3．申請の方法

（1）申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、国土技術政策総合研究所ホームページ（https://www.nilim.go.jp/）へアクセスして入手するものとする。

（2）申請書の提出方法及び提出場所

申請者は、申請書に南海トラフ地震による水道の被害想定に関する情報調査業務設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所は、　〒305－0804　茨城県つくば市旭1番地
国土交通省　国土技術政策総合研究所
総務部　会計課　調査係
電話　029－864－4034　とする。

（3）申請書の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4．設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年10月1日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和6年10月1日付け公示」という。）6（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

（1）組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 国土技術政策総合研究所における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。

③ 国土技術政策総合研究所長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。

④ 令和6年10月1日付け公示5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

（2）業務形態

① 構成員の業務分担が、業務の内容により南海トラフ地震による水道の被害想定に関する情報調査業務設計共同体協定書において明らかであること。

② 一つの分担業務を複数の企業が共同して実施する事がないことが、南海トラフ地震による水道の被害想定に関する情報調査業務設計共同体協定書において明らかであること。

（3）代表者要件

構成員において決定された代表者が、南海トラフ地震による水道の被害想定に関する情報調査業務設計共同体協定書において明らかであること。

（4）設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5．一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4（1）②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請することができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4（1）②の認定を受けていない構成員が4（1）②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4（1）②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに4（1）②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6．資格審査結果の通知

競争参加資格認定通知書により通知する。

7．資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8．その他

（1）設計共同体の名称は、南海トラフ地震による水道の被害想定に関する情報調査業務△△・〇〇設計共同体」とする。